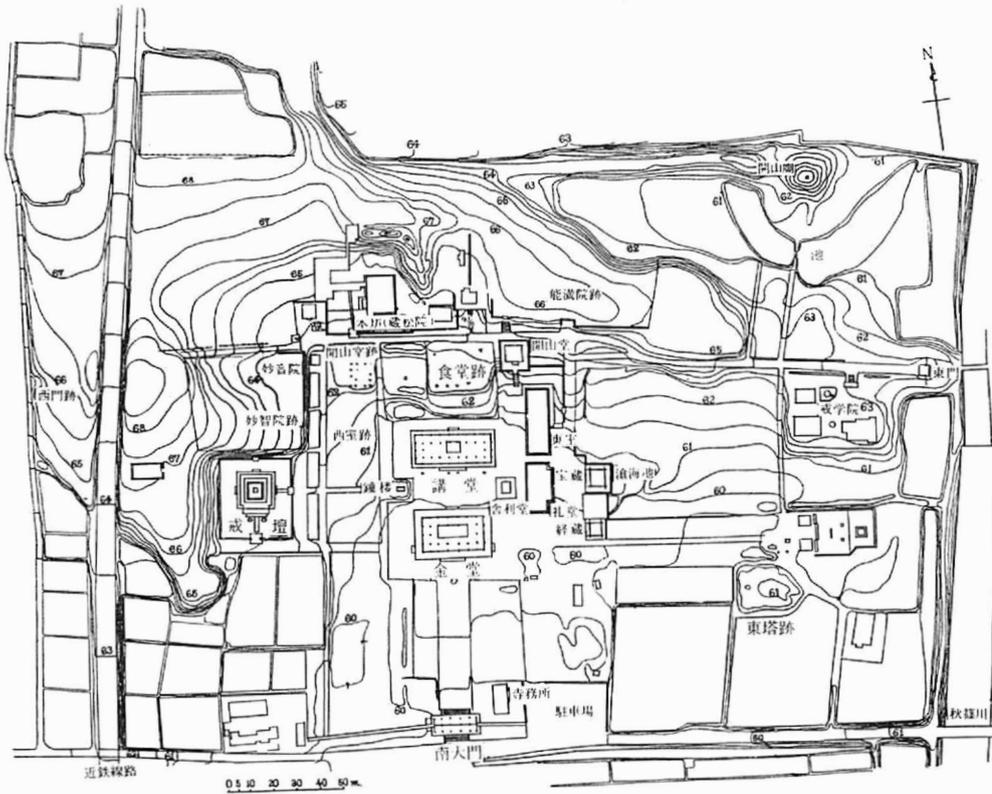


## 唐招提寺総合調査概要



第1図 唐招提寺寺地実測図

昭和35年7月11日より7月末にかけて、当研究所全部門の参加のもとに、唐招提寺の総合調査を行った。これは昭和29年の総合調査の継続で、前回調査しえなかつた部分に重点をおいた。美術工芸、建造物兩研究室は寺地と金堂、歴史研究室は屋瓦と古文書の調査に當つた。

建造物研究室庭園遺跡室は、旧寺地の実測調査を行い、縮尺二百分一および五百百分一の地形実測図を作製した。

金堂内外に大がかりな足場を構築し、建築室はこれを利用して金堂の斗拱・小屋組その他建築部材の詳細な調査により、建物の変遷を知り、創始期の姿を復原すべく資料の蒐集につとめた。美術工芸研究室工芸室は足場を利用して金堂内部の支輪板、虹梁、天井などに残る文様や色彩について調査した。また彫刻室は本尊、千手観音、薬師その他の仏像の形態について、レベルその他の測量機械を使用して、詳細な実測調査を行った。

歴史研究室は同寺に保存されている軒丸瓦、軒平瓦、雁ぶり、鬼瓦等の形状、文様、刻銘等を調査した。古文書室は数多くの古文獻中

から大般若経、版経、講式、古文書、雑書、祭文等を整理、調査した。以下は今回の調査の略報であるが、なお未完の部門があり、今後も引き続き調査を行う必要がある。詳細については調査の完了をまつて報告書を作製する予定である。

## 一 寺地の測量

既に着手している南都諸大寺旧寺地調査の一環として、建造物研究室庭園遺跡班は昨年七月から年末にかけて、その旧寺地の実測調査を継続した。調査の区域は、南大門前を東西に通つている道路の北側、西は近鉄線路(中心線)の西側約30mを南北に通じている道路(中心線)を限界とし、東は秋篠川の西岸までとした。北限は唐招提寺東門の北方約90mの地点から、西方より流下する溝渠に添つて、天神社との間から更に西に向い、本坊藏松院背後突出部(竹籤)を含み、その西につづく畑地をも含めた面積約12ヘクタールの区域である。作製した図面は縮尺五百分の一、測点(500)毎に海拔標高を記し、50cm毎の等高線を切つた。また国宝或は重要文化財に指定されている建物はその柱の位置を示し、他の建物は輪廓だけを図示するに止めた。

調査の結果判明した主なる事項は、地勢は西北に高く、南東に向つて傾き、台地の先端を巧妙に利用したものであること、東北辺は元溪流の河床であつたのを、旧能満院背後に於て土塁をもつて堰き止め、その溪流を真直に東に導いている。即ち開山廟の西南東の三辺をかこむ圍池はその河床地形を利用したものである。

現在の東塔跡を観察すると、その基壇は明かに盛土であるらしいが、

### 唐招提寺総合調査概要

それとほぼ対称の位置にある西塔跡(若しあつたと仮定すると)の地(註<sup>1</sup>)形は台地の先端をそのまま利用したものと考えられる。

戒壇は(註<sup>2</sup>)  
戒壇は応量坊(旧妙音院)の南隣にあつた旧妙智院の更に南側の部分に於て、この西塔の位置を含む台地の一部を更に広さ約1,000m<sup>2</sup>、最西側に於て深さ3.5m以上を掘り込み、平坦地を造成し、広さ272m<sup>2</sup>、高さ3.1mの石造壇がその中央部に設置されている。

藏松院(本坊)の北背後(註<sup>3</sup>)の山麓から湧出する清水をもつて現在の圍池が形成されているが、そこから東南方にあたつて曾て二つの小圍池が連なつていて、水脈であることを示していた。更に追求して行くと、その延長上に東室東側の古井戸、板倉背後の滄海池及び竜王社側の竜池が並んでいることがわかる。

唐招提寺旧寺地調査は更に引きつぎ進められる予定であるが、今後の調査に残された問題は、古図との対比によつて既に失われた僧坊の区域や建物の位置を一層はつきりとさせること、旧寺地と平城京条坊制との関係、更には古記録の示す新田部親王別業や藤原仲麻呂や藤原清河の宅地との関係などを推知する手がかりをつかみたいものである。

## 註

(1) 唐招提寺関係古図7枚のうち西塔の姿(おそらく想像であろう)を描くもの2枚、方形の輪廓を書きその中に「西塔」と書くもの1枚、輪廓内に「西塔跡」と書くもの2枚、輪廓のみのもの1枚、全然書かないもの1枚がある。実現の有無は疑問としても、立塔の計画と、地形の造成だけはあ

つたものと見たい。

(2) 現在北川氏の住房を応量坊と呼んでいるが、ここは古図によれば妙音院となつており、旧妙音院敷地に東方から応量坊の建物を移して来たものによるものらしい。この南の空地（竹藪）は旧妙智院と推定される。

(3) 昭和31年に唐招提寺本坊周辺の環境整備を行った際、園池の泥土を清掃したが、池底から豊富な湧泉を見出すことができた。また現在の本坊客殿の東側（新取蔵庫の北側）には、当時2箇所に50平方m位の小さな池があったのを、その時の造園工事で埋立した。  
(森 蘊)

## 二 金 堂

### A 建 築

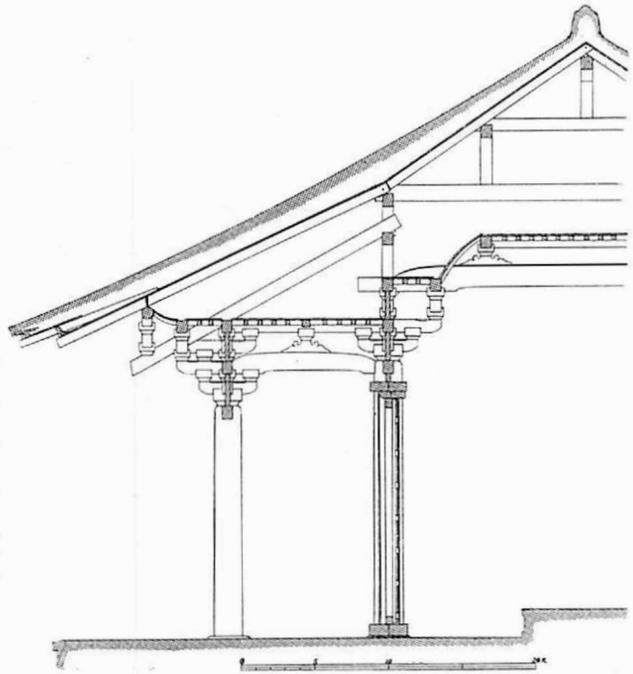
この建物については、かつて1955年に浅野清が創建時の姿を復元的に考察しており（『唐招提寺金堂復原考』『建築史』6・14）、現状調査としてはその際ほぼ尽されているので、今回の調査は建物各部の実測及び写真撮影を主眼とし、あわせて先の復原考察に検討を加えることを目的とした。調査によつて明らかにされた事項の概略を建物各部毎について記せば以下の如くである。

1 軸部及び斗拱 身舎がごく一部に明治修理時の取替材を含むのみで、創建時の旧状をよく伝えているのに反し、側廻りの斗拱には後補の仕事が多い。その大部分は江戸時代元禄年間間の修理材であるが、北側の尾榑上の斗拱には、一見創建材と変らずそれよりやや風蝕の少ない材があり、これはおそらく文永7年修理時の取替材と思われる。この文永材は数量も少く、使用場所も丸桁下の斗拱に限られているので、この時の修理は尾榑から上方のみと推定される。一方側柱上の大斗計

22ヶの中、創建材1、明治材7を除いた14ヶが元禄材であり、頭貫にもこの時の材が相当量あるから、元禄には側廻りを解体した大修理が行われたことが判る。

これらの斗拱を精査して注意されたのは、元禄修理時に行われた外観を整える工作で、大別して次の2点があげられる。その第1は斗拱組の整備で、この時巻斗を一つ新たに置きたし、肘木の笹繰等もそれに合わせて附したことである。すなわち一手先目の一番上にあつて尾榑を直接受けている斗は、総計30ヶの中唯1ヶを除いてはいずれも元禄もしくは明治の取替材であり、古材の1ヶも元来この位置の巻斗とは見られない。このことは創建当初にはこの位置の斗はなく、元禄に附加されたことを思わせるもので、この斗がのる肘木上面の笹繰も当初は存在せず、元禄修理時に新たに附されたことが明らかに看取され、また尾榑にもこの斗による風蝕型は見られない。斗の下面が当つている肘木の部分を見ることが出来れば、この斗が当初から存在したか否かを判定することは容易であるが、それが不可能な現状からでも、この位置の巻斗は元禄に附加されたと判断して誤らないであろう。

次に工作の第2は外観の整備で、この時相当数の巻斗の斗操、肘木の下面等を削り直して形を整え、また一部風蝕のはなはだしい斗拱を内方のもと置き替えたりして外観を新装の如く見せる工作をしている。したがつて斗拱の曲線の性質には創建時と多少変つてしまつたものがあり、特に尾榑では後述するように地榑の勾配をゆるくしたために、それに見合うごとく尾榑先端の下面を削り、また上面にはハギ木をして反りを強く見せた。榑勾配や軒反りの変更に伴う尾榑の変形は



第2図 金堂復原断面図

隅尾極では一層顕著で、下方の尾極鼻を約8寸旧位置より引出し、上方尾極は逆に約8寸引込めてともに下面を大きくこぎ上げ、上面にははぎ木をして尾極の先端に強い反りを附している。前述した斗の附加も構造的には無意味で、斗の上には必ず斗を並べるといふ奈良時代末期以降の斗拱組方式ならつた外観の整備以上の意味はないのであるが、元禄修理がそうした外装に重点を置き、かなり大膽に旧形式の変更を行った点は注目される。

2 戸口及び窓 戸口および窓については先に浅野が行つた復原考

唐招提寺総合調査概要

察に付け加うべきものはない。すなわち戸口は方立および内法長押の位置と、上下長押のせい等に変更があつて、上下・左右ともに当初の開口部の大きさが狭められている。また窓では内法・腰両長押ともに材の丈を高め、内法長押は大体旧位置におくが、腰長押を約8寸上にずらしており、もとは窓の内法が高かつたことが判る。こうした雑作の変更は中世、おそらく文永修理時に行われたと考えられるが、元禄修理時には外部に面する長押、幣軸、方立等を一度解き放し、その表面を削り直した。そのために外観のみをもつては当初材と補足材との判別が非常に難かしく、一見元禄修理時にかなり大量に材の取替があつた如くに見えるが、実際には正面3間の戸口廻りの一部を除けば、大部分が創建材と中古の補足材なのである。

なお正背面ともに戸口脇の方立および幣軸に旧長押を転用したものがあつた。これが中古に内法長押や腰長押を現在の丈の高い材と取替えた際に不用になつた旧材の転用か、あるいは建当初からの転用古材であるかの判定は、きわめて困難であるが、転用材の量がかなり多いこと、旧長押の痕跡をもたない材がむしろ中古材に類似すること等から後者の場合と判断した。寺の中心となる金堂に創建当初から古材を用いた点は、常識的には考え難いが、庇の間の上部に張られている組入天井は格縁、組子ともにそのほとんどが何等かの古材を転用したものであり、これも創建以来と考えられるのである。

3 屋根及び軒 現在の屋根および軒が元禄の修理によつて創建当初の姿とは著しく変えられており、もとは野屋根をもたない構造に復原されることは、さきに浅野が指摘した。今回の調査ではさらにい

くつかの復原資料を追加する発見はあつたが、古材の種類としてはさきの調査以上の新種を見出し得ず、したがつて復原の大綱は全く変らない。ただ尾樞および地樞の勾配を前案より多少強めた方がよさそうで、復原の結果を示せば第2図の如くである。図によつて前案との相違を簡単に説明すると、まず小屋組材で残存する古材は入側通り尾樞掛桁、同上母屋、側通り母屋の3種あるが、これらの旧高さを押える資料(小屋束)は見出せない。したがつて尾樞の勾配は確定し得ず、先の復原では現状のままを用いて約5寸勾配とした。しかし明治修理前の実測図では尾樞勾配は5.5寸となつており、この差は長年月の使用によつて折れ曲つた尾樞を再用するために、修理時に尾樞尻を出来るだけ下げた結果とみられるから、当初は少くとも5.5寸勾配はあつたと考えられる。次に地樞も同様に勾配が確定せず、前案では尾樞尻に直接樞掛の母屋をのせるものとして復原したが、この母屋の下面には尾樞を挟んで立つ束の圧痕があり、それが四角い束の全形を印するところをみると、尾樞と束とが咬合つて上の母屋との間は多少間隙があつたらしい。その間隙を定める資料はないので、他の例を参考に適当な寸法にとつて作図すれば、下方地樞の勾配は4.6寸程度となる。

大梁以上は小屋組には全く資料がなく、わずかに上方樞のうち棟木上の組手、もしくは下方樞との継手仕口が残る古材17本によつてその全長を推定し得るものがあり、上方樞の勾配が7寸位であつたことがわかるだけである。しかし以上で屋根の骨組の大様はきまり、全体の引通し勾配が5寸程度におさまつて、奈良時代の屋根勾配としては恰好なものとなる。こうして樞勾配を前案より強めて、多少ゆるすぎる

感があつた屋根勾配(前案<sup>3</sup>4.3寸)を補正したが、それでも現状と比べる大棟の高さがもとは今より約9尺低く、かなりゆるやかな屋根であつたと推定されるのである。

発見された母屋には元禄修理時を除いても二回の樞止釘穴があるから、中古に樞の打替がおこなわれたことが判るが、小屋材や樞等には中古の補足材と思われるものをほとんど見出し得なかつたので、この創建当初の構造は、元禄修理時までよく保存されていたと思われる。なお野地板に元享三年の墨書銘をもつたものがあり、同種の板が多量に存するから、この時屋根の葺替をおこなつたことは明らかで、東方鴟尾に記す刻銘と合致する。

軒の復原についてはさきの考察の範囲を出なかつたが、地樞・飛檜樞ともにその外面を元禄修理時に削り直されていることが判つた。現在見る地樞の下面の反りは、この時強められたもの

で、当初はもう少しゆるかったと思われる。地権の勾配が強まり（現  
状約3寸） 権にも現在程の反りはなかつたとすると、当初の軒廻りは  
現状とかなり相違し、やや奥深い落着いた感じを持つていたと想像さ  
れる。

最後に今回の調査の結果とくに問題となる点を指摘すれば、まず第  
1に斗拱組の方式が現状で考えていた時よりかなり古めかしくなつた  
ことがあげられる。すなわち一手目の最上にあつて尾権を受ける斗が  
ない点は葉師寺東塔、海竜王寺小塔の斗拱組に通じ、同じ三手先組物  
でもそれをもつた当麻寺東塔、極楽坊小塔、室生寺塔等とは相違する。  
ここで一々の組物について述べる余猶はないが、この斗は図示の例  
（室生寺塔）でも明らかなように、元來側通りの天井桁に組合つて内部  
から延び出す通肘木の先端を受けるためのもので、尾権はその通肘木  
によつて支えられる。これを尾権が直接天井桁に掛る葉師寺、海竜王  
寺および本金堂の構造と比較すれば、尾権の支点が柱列より一手だけ  
前方へ持出されたことになり、明らかに一步進んだ方式である。また  
その結果、組物に対する尾権の位置が高められて、二手先目の処でも  
前者では尾権と巻斗とが咬合つていたのに、肘木上における方式に交る  
ことも第4図によつて明らかであろう。もちろんこうした構造の差が、  
直ちに建立年次の前後を示すとは云えないが、唐招提寺金堂の斗拱組  
が古式に属する点は注目されてよい。

#### 唐招提寺総合調査概要

り」および「増し」をもつた尾権形式より古式である。隅の尾権で上方のものが著しく前方へ延び出した点も海竜王寺小塔、極楽坊小塔などと等しく、奈良時代斗拱組の一特色と思われる。ただし斗拱組の様式比較では、木建物の場合、大斗を比較的大きく、反対に肘木を短かくして、斗拱組全体が建物の大きさに比べて小じんまりした形にまとめられていた点は大きな特色で、葉師寺、海竜王寺等の肘木の長い延々とした斗拱組とは、かなり相違しているのである。

次に第2にあげられるのは金堂の創建当初から古材を用いたと思わ  
れる点である。

本寺の建立事情についてはすでに多くの論考があるが、その際いつ  
も問題になるのは、縁起に記された造立及び寄進者で、金堂について  
も少僧都如宝が作るとあることから、創建年次にくつつかの説を生じ

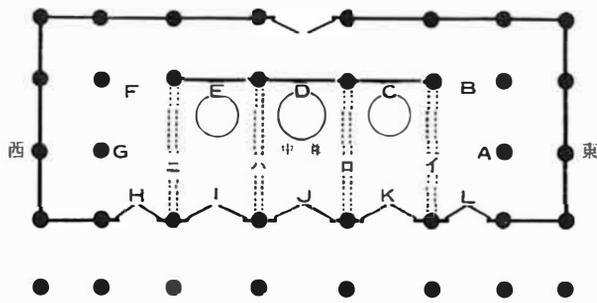
第4図 室生寺塔三手先組物

ている。しかしいづれにしても本寺は、官の大寺と違つて財政的な裏付けにとぼしく、伽藍の建立に非常な困難を伴つたことは明らかで、現存遺構のみを取上げても、講堂は平城宮朝集殿を移したことが、記録と遺存古材の両者によつて確かめられるし、経蔵は先年の解体修理の結果、二棟分の建物古材を寄せ集めて作つたものであることが判明した。こうしたことからすると、建立の創めに古材が混入するのは、本寺の場合むしろ通例であつたとさえいえるのであるが、金堂もその例に入るとすれば、これが一番中心になる建物だけに、その建立時期は他とあまり隔らないものと考えたくなるのである。鑑真がなくなる200年までには講堂、食堂、僧房等が造立されているから、金堂の建立をやはりその頃とすれば、前記の斗拱組の様式が古式である点とも相応する。簡単な略報で本建物の建立年次にまでふれたが、これらは改めて報告書にまとめる積りである。

(鈴木嘉吉)

## B 内部装飾

今回の工芸班の調査は、金堂内部の支輪板と虹梁に残されている文様、色彩などを調査の対象とした。これは、建築班が金堂の建築構造の調査をなすため特別に大掛りな足場を組立てたため、この足場を利用して、仰ぎ見ては到底みられない支輪板、天井板、虹梁などに残されている文様、色彩を調査したのである。金堂の現状により足場の関係から西側の支輪板、北面の西側よりの部分、南面の西側よりの支輪板や天井板は間近く調査することが不可能であつた。しかし、可能の範囲内まで接近して調査を行い写真撮影も行った。



第5図 金堂内虹梁・支輪板配置略図

支輪板は四隅の変形のものを除いて総数は15枚、虹梁は4本である。これらの配置略図を示すと、第5図の如くである。

### (一) 支輪板

Aは東面で支輪板は二十枚を数えるが、全面剥落して全く不明なもの八枚、剥落し下方欠損しているもの二枚、他の十枚も剥落ひどく、描かれたものの全様は到底判らない。しかし、よく見ると供養仏らしきものの天衣、坐像仏、蓮茎、蓮華、飛雲と想像されるのがみられる。

Bは北面東よりの所で、九枚を数えるが、剥落して全く不明なるもの二枚、他の七枚には蓮茎、宝相華、飛雲などがAと同様の状態において看取される。

Cは薬師如来立像の上脊面にある所で、十四枚あるが、全く不明なるものは一枚で、他の十三枚はA、B、D、E、F、G、H、I、J、K、Lの何れの場所よりも保存が良い。雲を描いたもの、上方に正面向きの仏坐像下方に蓮葉を描いたもの、宝相華を描いたものなどは色彩もわりとよく残っている。

Dは中尊の上脊面にあたるが十五枚あり、全く不明なるもの一枚で、

他の十四枚はCの場合ほど鮮明ではないが、飛雲、仏、宝相華、蓮葉、蓮茎などがみられる。

Eは千手観音立像の上脊面にあたり、十四枚。全く不明なるもの五枚で他の九枚には仏、宝相華、蓮茎などが鮮明度を欠きながらも見られる。

Fは北面の西よりの所で九枚を数え全く不明なるものは四枚で他の五枚にはかすかながら宝相華、蓮葉、蓮茎、坐像仏などが見られる。

Gは西面の場所二十枚を数えるが十五枚は剝落著しく図様は判明しない。北よりの五枚は鮮かに見られるが、その内四枚は補色による

第6図 支 輪 板

効果である。補色されていない一枚は雲中供養仏と思われる図様で、他の四枚は、宝相華が二枚と、下に花を描き立像の仏像と上方に雲を描いたもの一枚、下方に蓮茎蓮葉上方に蓮坐に坐す化仏を描いたもの一枚となつてゐる。

Hは南面の西よりの場所で九枚あるが八枚は剝落ひどく図様不明、一枚に化仏らしきものがみとめられる現状である。

Iは千手観音立像の前上方にあたる場所で十四枚を数えるが、大部分は剝落して図様が判明しない。敢て求めるならば飛雲らしきもの、蓮茎、坐像仏らしきものがみられよう。

Jは中尊の前上方にあたる所で十五枚、この十五枚も殆んど剝落ひどく、僅かに部分に残るものから推測すれば化仏、蓮茎などと思われるもの三枚を数えるのみである。

Kは薬師如来立像の前上方の場所にあたるが、十四枚あり全く不明なもの五枚。比較的よく残つてゐるものは宝相華の二枚、雲中供養仏らしきもの一枚である。

Lは南面の東よりの場所で九枚あるが、剝落甚しく図様の判定が可能なものは二枚であろう。一枚は宝相華と思われ一枚は供養仏と考えられるものである。

以上が支輪板の概観であるが、C以外の場所は剝落も甚しく図様も正確にはつかめない。Cとても他の場所に比較して些か図様も残り色彩も色調を保ち得ている程度で、これをもつて当初の図様、色彩を決定するのは無理と云わねばなるまい。

Gに復原支輪板と思われる四枚があるが、これによつて色彩は参考

になるが図様は四種類、即ち、宝相華の二種、仏立像、蓮経をもつ蓮葉に坐す化仏の他に、雲中供養仏、飛雲などが考えられて図様はまづ六種類が描かれたものと推測するのが妥当ではあるまいか。

色彩はわりと厚い胡粉地に緑青、群青、丹、たいしや、黄などがその主調をなしていたと思われる。

支輪柱にも彩色がある。前面中央部はほぼ等間隔三段に区切り、さらに、上下方は中央をあけて胡粉地に緑青彩色をする。全部の支輪柱をかゝる方法で彩色しているが、ただ例外的に上の三本の支輪柱には八弁花を描いたものがあるが如何なる理由であるかわからない。その他、格間、臺股、柱頭、斗拱にも極彩色が残っている。

## (二) 虹梁

虹梁は四本あるが、下から仰ぎ見ではこれにどんな裝飾が施されているかは全く見られないであろう。まことに美しい裝飾が施されていると伝説的な秘話もあつたが、調査した結果はあまりにも無惨なる剝落の現状をしりえた。剝落と云うよりもむしろ故意にすり落したと思われるほどに、少しの根跡もとどめない面積があまりにも多い。

略図に示す④の虹梁は東の面は剝落ひどく全く不明。それに反し西の面には当初の華麗さを偲ばせるものが残つていた。即ち、中央部に宝相華を大きく丸文様に描き、その左右に恰もその宝相華を捧げるかの形態に二飛犬を描く。剝落がひどく詳細は不明であるが、腰部にまとう裳はほど原型をとどめている。かなり厚い胡粉下地に墨で衣線を細かに描き、色彩は茶紫。文様は花菱文様が鮮明に出されているのは興味を引くものである。

この虹梁の下面を見ると、中央部には頭をつき合せた二尊を胡粉地に墨線で描く。南側の尊像は東向き、北側の尊像は西に顔を向ける。北側の尊像の上半身に衣の一部分が残っているが衣は墨線で示し緑青の濃淡によつて衣のしわを表現する手法である。両端には宝相華を描いているが、南端の宝相華は最もよく残っている。大きい図様でこれをシンメトリーの構成に出してまことに雄大であり華麗と云えよう。胡粉下地に緑青、群青、紫、朱、丹、黄、たいしやなどの豊富な色彩を駆使している。

④の虹梁の東よりの面は北端に宝相華がみられるのみでひどい剝落で図様の判定は出来ない。西よりの面も殆んど剝落し図様は明確にみられないが、蓮座の如きものと天衣の襞えりのごときものが幾つか乱れて残る。下面は④虹梁下面と同様に中央に頭をつき合せた二尊像を

描いてあるが、何れも上半身の輪廓のみで南よりの尊像は坐像らしい。一方、北よりの尊像は左手を頭上に挙げているような形像と思われる。両端には④虹梁と同様に宝相華を描くが殆んど剝落してよく見られない。

④虹梁の東よりの面には、北端に仏坐像の腰部のみが残っているほかは、何もみられない。西よりの面には北よりの部分に天衣の襪りがみられ仏坐像があり、顔面は剝落しているが胸部及び腰部は残っている。衣紋線は墨で描き衣皺は色の濃淡であらわす。両端には④⑤虹梁と同様に宝相華を描く。下面の中央には④⑤虹梁と同じく二尊像を描いたと思われるが、現在は衣の一部のみが見られるのみである。両端には宝相華が描かれていたが今は剝落して殆んど見られない。

⑤虹梁は西側の虹梁で、この虹梁は他の三本の虹梁に比べて剝落が一番ひどい。東の面も西の面も共に全く剝落して何の根跡もなく、下面も中央に他の三本の虹梁に見られた如き尊像は見出せない。ただ僅かに蓮茎、一群の雲らしきものがみられるのみである。

### (三) 天井板

天井板には全部に花文様が見られる。これは下から仰ぎ見てもはつきりと見られるが、八弁花を四ますの中に描き出したもの、文様の外縁線は朱で、緑青、群青、紫、黄などの色彩が用いられている。可成りの部分にわたつて補色が施されているもので、どの部分が当初のものであるか正確にすることは些か困難であろう。

支輪板、虹梁に描かれた図様が教義的意味をもつたものであるかどうか。また、それらの図様が相関性をもつたものかどうか。たとえ教

義的意味をもつていたにしても、また、支輪板、虹梁の図様が連関性をもつていたにしても、残存している図様の状況からは立論はむづかしい。余りにも剝落がひどすぎる。現状から推測すれば、そのかみにおいてはずかしく華麗な内陣荘嚴であつただろう。(守田公夫)

### C 仏 像

唐招提寺金堂諸像とは中央本尊の盧舍那仏坐像と左本尊の薬師如来立像と右本尊の千手観音立像と、これ等をとり囲む護法神の梵天帝釈天兩像と四天王一具像とであることはいままでもないが、これ等に対する調査なり研究なりはいままでも幾度かおこなわれ、またその成果にもかなり見るべきものがあつた。したがつてこれ等に対する新しい研究といえは、よほど厳密な調査を重ねることによつて、これら奈良後期の仏像彫刻における造型の本質を捕えることと、唐招提寺という寺の特種性をできるだけ適確に押えてかからなければならぬ。そこで当研究所としては先年からその新研究の一環として、その研究対象の精密調査をはじめたのであるが、彫刻部門としてはこの金堂諸像の調査をもつて、一応その基礎調査を終つたわけである。しかしこれがこの新研究としてはたしてどの程度の成果が上げられるか否かということ、ひとえに今後の研究をまたなければならぬと思う。ただこれはすでに先年の調査によつてもたしかめられたことであるが、この寺の木造彫刻といわれる大部分のものが、もともと木肌をそのまま表面にさらしただけのものではなくて、かつてはその表面にかなり厚目の木屑漆を被つていて、これはある観方によつてはむしろ乾漆像とい

第8圖 梵天立像

う方が妥当だと思われることである。金堂の梵天・帝釈天像の衣のしわや飾りのところの造作なども、明らかにこの特殊な手法によるものである。そしてこんな造作はおそらく奈良時代のきわめて洗練された造型感覚によるものといわなければならぬだろう。唐招提寺の彫刻はこんなことを推察せしめるいくつかの要素をもっている。それをたしかめてみたいのである。

(小林 剛)

### 三 古文書經典等の調査

今回調査を行ったのは大般若経(3部)、版経、講式、古文書その他で、写経および聖教類については日数の制扼上次回に見送らざるを

えなかつた。なおすでに昭和29年に調査を行ったものについても一部再調査を行った。今回調査したものすべてについて述べる余裕もないので、ここでは特に古文書に限って述べることにしたい。当寺に關係した古文書が少くないことは当然であるが、それ以外に八幡善法寺、大覚寺(摂津)、伝香寺(奈良)その他の唐招提寺末寺の文書が多数蔵されており、又東大寺文書も十六通含まれている。これらの中には史料の価値の高いものも少くないが、特に善法寺文書は質量共に豊かである。純粹の唐招提寺文書は奈良時代以降、近世に至るまで多数残っているが、主要なものは既に学界にも知られている。そこで一部の研究者にしか知られていなかったこの善法寺文書の中から九点を選んで紹介することにした。なお割愛した他の文書中にも、内容的にこれと匹敵もしくは凌駕するものも少くないが、紙数の都合上他日の機会に譲ることとした。

(1) 威儀師慶源釜直請取状(天永二年三月廿四日)

謹請 釜直事

合陸佰疋 之中於式百四十疋以先日請文進上了

麻布參拾陸端代參百六十疋

右謹所請如件

天永二年三月廿四日

威儀師慶源

(2) 善法寺置文(正安二年十一月一日)

定置 善法寺

可早以弥勒寺領豊前国大野井庄、限永代為供料所、為天下泰平 公  
家武家御祈禱、始自今年<sup>二</sup>正安十一月一日、令勤修長日護摩供養法事、  
一每日愛染明王護摩一時同不斷供養法  
一每日光明真言護摩三時

右割分重代相伝之所領、寄附仏陀、宛于長日行法之供料、令祈我願者  
古今之通規、賢愚之所勸也、爰尚清者、為稟累葉之芳塵、别于宗廟之  
器用、所祈者一天四海之靜謐也、寤寐不懈焉、所念者花洛柳營之安全  
也、朝暮抽誠矣、叶神慮之故、已遂釐務之前途畢、叶 皇意之故、所  
全相伝之朝恩也、云神德、云 皇恩、可報可謝者歟、因茲、或以數箇  
之坊領、寄附当山、始置長日之勤行、或建立二字之律院、令止住僧尼、  
同寄進坊領之上、重以寺領大野井庄、永寄進当寺、以件乃真相宛供料、  
始自今日限未來際、每日可勤修愛染明王護摩一時同不斷供養法、此願  
非他事、偏奉為 金輪聖主玉牀安穩天下泰平也、且為願主尚清息災安  
穩壽命長遠子息繁昌也、以彼供料之余剩、每日三時可令勤修光明真言  
護摩、其故者、二時行法者為二親得脱他、先師先妣忽感長日密行之勝  
利、宜現滿月円明之相好、今一時之護摩者、為尚清一身之得益、依此  
行法之力、必遂西方極樂之往詣、可列上品新成之菩薩、仰願三宝諸如  
來、衷愍我願、伏乞 八幡大菩薩納受此誠、相統門跡之子孫、不可成  
料所之違乱、止住寺院之僧侶、不可有行法之退転、遙期慈尊之出世、  
可積護摩之薰修、仍定置之狀如件

——(後欠、以下別の案文により補う)

正安貳年<sup>庚子</sup>十一月一日

唐招提寺総合調査概要

法印大和尚位在判

(3) 室町幕府侍所所司山名時氏奉書案(貞和二年十一月八日)  
宇佐弥勒寺領豊前国金国保雜掌行昌申、領家職事、訴狀<sup>副具</sup>如此、上  
野弥次郎押領云々、早任雜掌所帶下知狀、沙汰付之、載起請之詞、可  
被注申之狀、依仰執達如件

貞和二年十一月八日 伊豆守在判  
太宰少貳殿

(4) 豊前国金国保雜掌行昌重言上狀案(貞和三年五月日)

八幡宇佐弥勒寺領豊前国金国保雜掌行昌謹重言上、

(御沙汰)

欲早重經□□□法、且依違背篇、且任御新法旨、重被成下嚴密御  
下知、於年々柳留仏神用物者、如員數被糺返全寺用、致御祈禱精  
誠、以当保得丸名地頭曾彌弥四郎種勝跡、為同国上野地頭弥次郎  
輔世、号闕所、称被宛行、背鎮西探題総州下知并領家地頭和与狀  
等、当名領家方田畠屋敷等、就押領依訴申、任雜掌所帶下知狀、  
可沙汰付由、去年<sup>二</sup>貞和十一月、聽被成下御奉書於守護大宰小貳方、  
依無遵行実、弥及濫妨狼籍、難堪子細事

副進

三通 鎮西下知并和与狀等案<sup>正和二年十一月三日同月廿一日</sup>  
同三年九月九日

各先進畢

一通 御下知狀案貞和二年十一月八日

右輔世背鎮西下知并和与中分狀、令押領当保内得丸名之次第、先度具

言上畢、依之任雜掌所帶下知狀、可沙汰付之由、去年十一月、仰守護  
大宰少弐、雖被成下御奉書、無遵行実之間、弥致濫妨狼籍、寺用闕乏、  
勤行及違乱之条、冥慮難測之次第也、然者早重經急速之御沙汰、且任  
御祈法之旨、且以違背之篇、被成下嚴重御教書、所押領之田畠屋敷山  
野等、悉被打渡寺家、至(年々)(也)神用物等者、如員數被糺返之、全  
寺用、至輔世者、被召出其身、被行所当之咎、停止向後寺領之牢籠、  
欲致御祈禱之精誠矣、仍重言上如件

貞和三年五月 日

(5) 室町幕府侍所所司山名時氏奉書案 (貞和三年八月十八日)

(御裏書) 金園保内得丸名事  
「重御下知案 貞和三年」

豊前国金園保雜掌□□申、上野弥次郎押領々家職由事、重訴狀如此、  
先度被仰下之処、不事行云々、不日可沙汰付雜掌、載起請之詞、可被  
注申、使節猶緩念者、可有其科之狀、依仰執達如件

貞和三年八月十八日 伊豆守 在判

大宰少弐殿

(6) 尼門妙屋敷売券 (貞治六年十二月十九日)

売渡 屋敷売所

在城内東頰口式丈七尺五寸  
奥十五丈三尺

四至 限西大道堀 限東際目  
限南際目 限北際目

右件の屋敷者、故对馬法橋善基手より、息女尼門妙讓得ところなり、  
しかるを要用あるにて、宛直銭巻貫参百文、筑後法眼御房にさりわ

たたしてまつるものなり、本文書者建武動乱之時、社頭の御倉にをき  
て、みなみな令紛失候早、仍為後代、宮寺図師田所之証判を相副候上  
者、更ニわつらひあるへからず候、但本役には、毎年封戸米四升より  
ほかにはさたなく候、仍売券之狀如件

貞治六年十一月十九日

尼 門 妙 (花押)  
大法師宗源 (花押)  
左衛門尉平秀繼 (花押)

(7) 細川政元徳政制札案 (永正元年九月卅日)

(御裏書) 御法徳政  
細川殿御高札案 正文ハ細中三打之  
徳政法之事

一為 上意并屋形之儀、天下一同之徳政也  
一絹布類十二ヶ月免置月  
一金物廿ヶ月  
一武具廿四ヶ月  
一父子二人子迄行上者、質物借錢米等、不可有別沙汰者也  
右此条々、有違背輩者、発向在所、一段可処罪科者也、仍所定如  
件、

永正元年九月卅日 在原朝臣長治 在判

(8) 室町幕府奉行人連署奉書案 (十月二日—永正元年々)

(御裏書) 御法徳政

公方御下知案 正文ハ社務ニ在之

就今度徳政之儀、所々郷民等、号土一揆、社辺境内以下及物念々、言語道断次第也、所詮於質物者、守高札之旨、至諸借物者、云錢主、云借主、企參洛、任壁書可給御下知、此上猶背制法、有緩怠之族者、可処嚴科之上者、存知其段、可相触四ヶ郷并諸神領之由、所被仰出之状如件

十月二日

行房在判

貞陸在判

石清水八幡宮

惣社諸神人中

(9) 室町幕府奉行人連署制札案 (永正元年十月二日)

(踏裏書)  
御法徳政

公方御高札案文 正文、社務ニ在之

定 徳政法

石清水八幡宮山上山下境内并諸神領等

一土倉以下於質物者、以穩便之儀、白昼可取之事

一至諸借物本物已下者、云錢主、云借主、企參洛、可経沙汰事

右条々、被定置之上者、若有背規矩之輩者、可処嚴科之由、所被仰下也、仍下知如件

永正元年十二月二日

散位三善朝臣在判

備中守平朝臣在判

(今一通右と同文の案文あり、略す)

(田中 稔)

唐招提寺総合調査概要

#### 四 屋瓦の調査

唐招提寺は、その寺域内より発見した屋瓦類を、多量に収集し保存している。この資料は、奈良時代より江戸時代にいたる各時代の屋瓦を大体網羅しており、創建以来今日まで、法燈の絶えることのないかつ同寺の各時代に於ける諸堂の造営や修理を、ひいては寺自体の消長をしめす資料である。今回の総合調査にあたっては、昭和32年9月に行つた予備調査の結果を基として、同寺に所蔵する全資料を整理分類し、さらに寺外の蒐集品をも参照して、唐招提寺所用屋瓦の分類と型式設定を行つた。

唐招提寺が現在保存している屋瓦は、主として軒丸瓦 (55個体) と軒平瓦 (55個体) とであるが、他に若干の丸瓦・平瓦や、鴟尾・鬼瓦・鳥衾・雁振・面戸瓦などの道具瓦を含んでいる。これらの資料のうち、礼堂・宝蔵の修理工事や南大門の再建工事の際に出土したものがややまとまつている他は、個々に寺域内の各所から発見したものが大部分を占め、さらに最近まで使用されていた屋瓦で、修理の際に銘などを発見して、保存用として取り降したものも含んでいる。

軒丸・軒平瓦のうち、奈良時代のもはそれぞれ32種と27種である。そのうち第9図1の珠文縁複弁八葉蓮華文軒丸瓦と、珠文縁均齊唐草文軒平瓦の一組が最も顕著である。共に大粒の蓮子や珠文を有し、東大寺式と呼ばれる軒瓦の文様の先駆的な型式を示している。このことは、個体数の比率を重視できないとしても、この型式のものが、同寺所蔵の奈良時代軒瓦中で最も多いことと共に、創建時の製作を傍証す

るのではなからうか。

唐招提寺に重圏文系の組合せの軒瓦が存在することは、従来から知られており、三重圏文軒丸瓦2種、四重圏文軒丸瓦1種と、それと組合わさる重圏文軒平瓦2種が見られる。その軒丸瓦はいずれも瓦当部背面の作りが、創建時の軒丸瓦より粗雑であり、無頸の軒平瓦も同様であつて、皆創建以降の製作と見られる。ただ、長岡宮跡出土の同系軒瓦と較べて、本寺のものは瓦当面の彫りが深く、太く鋭い圏線を有し、長岡宮跡のものよりは下らないであろう(第9図2)。また、創建以降の奈良時代のものとして、三彩釉を施した軒丸・軒平瓦がある。両者共軟かい黄灰色の素地に、濃緑色、白色、褐色の鉛釉を施した小形の瓦である。これに対応すると思われる三彩釉の薄手小形の丸・平瓦も採集されているが、その場所がすべて講堂の周辺・特にその北方であることは注目に値する。

以上の創建以降の奈良後期末の瓦の他に、創建以前の時期の瓦もまた発見されている。その一は唐草文縁の中房の大きい複弁八葉蓮花文軒丸瓦と、鋸歯文珠文縁偏行唐草文軒平瓦の組合せ(第9図3)のものであつて、これは唐招提寺創建以前に、この地にかかる瓦を使用した建物が存在したことを示すもの。他の一は平城宮式と呼ばれる型式の一群で、そのうちには本寺の講堂としてうつされた平城宮の朝集堂の瓦も含まれているであろう。

平安時代に属する軒丸瓦は16種、同軒平瓦は19種で各時期のものがあるが、第9図5の軒丸瓦が、創建時のものを模した文様を有するもので、他に見るべきものが少ない。

鎌倉時代に属する軒丸瓦には蓮華文、花菱文、宝塔文、巴文、文字文等9種、軒平瓦には唐草文、劍頭文、連珠文、巴文、文字文等24種がある。第10図6の左捲三巴文軒丸瓦と、珠文縁唐草文軒平瓦は鎌倉

前期の一組であり、特にその軒平瓦は興福寺におする建久年間の型式と、西大寺東塔にみられる建保年間の型式との中間に位する文様を有するから、礼堂の修造された建仁年間頃の製作となし得る。第10図7の寺名を表わした一組や、8の蓮華文と唐草文の一組は鎌倉後期のので、金堂東鳩尾を造つた元亨年間頃に位置づけ得るであろうか。

室町時代以降の軒丸瓦は18種、同軒平瓦は32種があり、うち室町時代の軒丸瓦は巴文、文字文等7種、軒平瓦は唐草文、菊水文、巴剣頭文、文字文等23種を数える。第10図9の左捲三巴文軒丸瓦と菊水文軒平瓦との一組は、南部諸大寺にみる応永年間の型式と同じものである。最後に江戸時代の瓦は種類少く、幕府による元禄年間の修理の際のものが大半を占める。第10図10の寺名を表わした一組はその一例である。その他、道瓦の中では、鬼瓦の数の多いことが顕著である。11個

体の鬼瓦のうち7個体は奈良後期ないし平安初期のものであり、高さ43 cmぐらいのものから22 cmのものまで6型式に分けられる。このうち室蔵出土のそれは怪獣の全身をあらわした型式で、平城宮跡や薬師寺出土の型式の、段くずれたものである。

このほか南大門再建工事に伴つて発見された桁鼻飾瓦は、直径27 cm、厚さ2 cmの円板状のもので、これに右斜を向いた獸面をあらわした珍しいもので、4ヶ所以上の釘穴が穿たれている。唾先瓦とするには大きく、出土場所が南大門であることから三棟造り切妻の棟下桁の鼻につけた飾り瓦と考えた。

以上唐招提寺に所蔵する屋瓦の主要なものについて概観した。個々の資料に関する詳細な記述については後日の本報告の際に行う予定である。

(岡田茂弘)